

平成24年度北海道一般会計補正予算（第9号）

平成24年度北海道一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,075,922千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,907,519,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	494,732,075	4,676,000	499,408,075
	1 道 民 税	176,883,539	807,000	177,690,539
	2 事 業 税	63,660,521	3,049,000	66,709,521
	3 地 方 消 費 税	77,466,552	△ 1,905,000	75,561,552
	5 道 た ば こ 税	14,557,739	366,000	14,923,739
	7 自 動 車 取 得 税	9,520,819	△ 181,000	9,339,819
	8 軽 油 引 取 税	56,429,777	2,113,000	58,542,777
	9 自 動 車 税	78,516,950	231,000	78,747,950
	11 道 固 定 資 産 税	1,358,005	55,000	1,413,005
	13 循 環 資 源 利 用 促 進 税	650,000	141,000	791,000
2 地方消費税清算金		112,151,177	△ 2,941,876	109,209,301
	1 地方消費税清算金	112,151,177	△ 2,941,876	109,209,301

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		80,692,000	826,000	81,518,000
	1 地方法人特別譲与税	65,681,000	588,000	66,269,000
	2 地方揮発油譲与税	13,928,000	58,000	13,986,000
	3 石油ガス譲与税	959,000	116,000	1,075,000
	4 航空機燃料譲与税	124,000	64,000	188,000
4 地方特例交付金		1,554,000	△ 9,717	1,544,283
	1 地方特例交付金	1,554,000	△ 9,717	1,544,283
5 地方交付税		699,330,536	1,471,639	700,802,175
	1 地方交付税	699,330,536	1,471,639	700,802,175
6 交通安全対策特別交付金		1,651,000	△ 47,000	1,604,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,651,000	△ 47,000	1,604,000
7 分担金及び負担金		22,835,736	△ 379,715	22,456,021
	1 分担金	3,521,783	△ 55,182	3,466,601
	2 負担金	19,313,953	△ 324,533	18,989,420

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		14,769,218	△ 39,036	14,730,182
	1 使用料	4,860,558	△ 34,184	4,826,374
	2 手数料	592,108	△ 13,882	578,226
	3 証紙収入	9,316,552	9,030	9,325,582
9 国庫支出金		410,436,645	△ 8,656,066	401,780,579
	1 国庫負担金	120,638,873	△ 720,515	119,918,358
	2 国庫補助金	282,084,073	△ 7,066,345	275,017,728
	3 委託金	7,713,699	△ 869,206	6,844,493
10 財産収入		8,236,965	△ 849,524	7,387,441
	1 財産運用収入	4,542,213	35,235	4,577,448
	2 財産売払収入	3,694,752	△ 884,759	2,809,993
11 寄附金		66,181	9,547	75,728
	1 寄附金	66,181	9,547	75,728
12 繰入金		67,436,736	△ 5,524,370	61,912,366

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	3,386,958	△ 220,895	3,166,063
	2 基金繰入金	64,049,778	△ 5,303,475	58,746,303
13 諸 収 入		300,175,525	△ 26,918,315	273,257,210
	1 延滞金、加算金 及び過料等	1,598,238	△ 71,142	1,527,096
	3 貸付金収入	283,835,333	△ 26,891,768	256,943,565
	4 受託事業収入	681,828	△ 210,387	471,441
	5 収益事業収入	8,580,987	△ 549,672	8,031,315
	6 雑 入	5,410,896	804,654	6,215,550
14 道 債		737,386,900	△ 6,693,489	730,693,411
	1 道 債	737,386,900	△ 6,693,489	730,693,411
歳 入 合 計		2,952,595,804	△ 45,075,922	2,907,519,882

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 議 会 費		3,526,662	△ 212,393	3,314,269	
	1 議 会 費	3,526,662	△ 212,393	3,314,269	
2 総 務 費		238,419,053	3,797,304	242,216,357	
	1 総 務 管 理 費	95,058,563	5,501,158	100,559,721	
	2 徴 税 費	86,253,946	△ 507,036	85,746,910	
	3 学 事 宗 務 費	48,865,157	△ 814,566	48,050,591	
	4 防 災 費	773,197	△ 39,524	733,673	
	5 原子力安全対策費	1,221,713	△ 130,615	1,091,098	
	6 危 機 管 理 費	6,962	△ 1,587	5,375	
	7 領 土 復 帰 対 策 費	656,865	2,292	659,157	
	8 会 計 管 理 費	900,261	△ 57,017	843,244	
	9 選 挙 費	3,896,549	△ 107,622	3,788,927	
10 人 事 委 員 会 費	229,421	32,700	262,121		

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	556,419	△ 80,879	475,540
3 総合政策費		65,814,035	△ 1,094,664	64,719,371
	1 総合政策管理費	3,609,827	△ 170,986	3,438,841
	2 国際交流費	307,033	△ 14,255	292,778
	3 政策審議費	4,657	△ 894	3,763
	4 計画推進費	13,815,369	△ 104,065	13,711,304
	5 科学IT振興費	16,608,380	△ 81,373	16,527,007
	6 新幹線・交通企画費	23,252,982	△ 621,987	22,630,995
	7 地域づくり支援費	4,362,970	△ 6,376	4,356,594
	8 地域行政費	3,843,315	△ 92,650	3,750,665
	9 地域主権費	9,502	△ 2,078	7,424
4 環境生活費		8,470,993	12,115	8,483,108
	1 環境生活管理費	2,167,063	7,116	2,174,179
	2 アイヌ政策推進費	880,144	△ 60,011	820,133

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 環境推進費	1,484,745	△ 8,747	1,475,998
	4 循環型社会推進費	1,466,192	60,341	1,526,533
	5 自然環境費	216,093	△ 7,648	208,445
	6 地球温暖化対策推進費	18,732	△ 789	17,943
	7 エゾシカ対策推進費	57,279	38,161	95,440
	8 くらし安全推進費	521,396	△ 4,301	517,095
	9 消費者安全費	552,013	2,622	554,635
	10 道民活動文化振興費	1,107,336	△ 14,629	1,092,707
5 保健福祉費		399,655,921	△ 2,656,872	396,999,049
	1 保健福祉管理費	25,488,434	△ 623,487	24,864,947
	2 医療薬務費	17,082,041	2,320,877	19,402,918
	3 地域医師確保推進費	1,100,299	△ 148,496	951,803
	4 健康安全費	147,231,079	△ 1,033,844	146,197,235
	5 福祉援護費	38,720,968	△ 1,660,101	37,060,867



款	項	補正前の額	補正額	計
	6 施設運営指導費	5,895,137	△ 555,902	5,339,235
	7 高齢者保健福祉費	68,939,751	198,118	69,137,869
	8 障がい者保健福祉費	48,977,013	745,358	49,722,371
	9 子ども未来推進費	45,964,136	△ 1,913,590	44,050,546
	10 災害救助費	257,063	14,195	271,258
6 経 済 費		240,796,125	△ 22,722,549	218,073,576
	1 経 済 管 理 費	4,250,811	△ 70,308	4,180,503
	2 観 光 費	612,398	△ 4,677	607,721
	3 中 小 企 業 費	193,375,778	△ 20,935,993	172,439,785
	4 国 際 経 済 費	112,542	△ 674	111,868
	5 産 業 振 興 費	19,172,576	△ 617,253	18,555,323
	6 食 関 連 産 業 費	269,704	△ 3,720	265,984
	7 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	3,353,247	△ 101,761	3,251,486
	8 雇 用 労 政 費	16,018,079	△ 439,858	15,578,221

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 人材育成費	3,182,995	△ 622,605	2,560,390
	10 労働委員会費	447,995	74,300	522,295
7 農政費		155,779,208	△ 4,706,495	151,072,713
	1 農政管理費	10,667,035	△ 916,944	9,750,091
	2 食品政策費	2,030,730	△ 631,027	1,399,703
	3 農産振興費	273,043	△ 33,679	239,364
	4 畜産振興費	2,341,062	△ 39,642	2,301,420
	5 技術普及費	339,981	△ 29,172	310,809
	6 農業経営費	5,829,177	△ 2,498,951	3,330,226
	7 農業支援費	7,002,430	△ 164,862	6,837,568
	8 農地調整費	1,684,089	△ 183,449	1,500,640
	9 農村設計費	21,492,969	△ 4,657,886	16,835,083
	10 農業農村整備事業費	76,202,327	△ 342,932	75,859,395
	11 農業施設管理費	27,806,075	4,799,597	32,605,672

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 農村計画費	110,290	△ 7,548	102,742
8 水産林務費		109,352,885	△ 3,879,179	105,473,706
	1 水産林務管理費	9,022,575	△ 1,004,169	8,018,406
	2 水産経営費	2,449,348	△ 81,822	2,367,526
	3 水産振興費	299,807	△ 8,214	291,593
	4 漁港漁村費	39,706,014	△ 300,793	39,405,221
	5 漁業管理費	1,615,670	△ 76,780	1,538,890
	6 林業木材費	15,026,615	△ 2,314,259	12,712,356
	7 森林計画費	3,372,275	△ 1,224	3,371,051
	8 森林整備費	14,632,607	△ 10,452	14,622,155
	9 治山費	19,270,785	△ 9,632	19,261,153
	10 森林活用費	310,907	△ 1,224	309,683
	11 道有林費	3,646,282	△ 70,610	3,575,672
9 建設費		336,214,299	△ 3,424,069	332,790,230

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 建設管理費	68,530,039	△ 1,951,425	66,578,614
	2 空港港湾費	5,024,468	△ 166,373	4,858,095
	3 道路橋りょう費	156,288,116	△ 1,292,111	154,996,005
	4 河川費	67,329,736	45,469	67,375,205
	5 砂防海岸費	21,057,964	101,702	21,159,666
	6 まちづくり推進費	99,353	△ 1,322	98,031
	7 都市環境費	14,710,292	△ 168	14,710,124
	8 公園下水道費	2,577,381	△ 21,992	2,555,389
	9 建築指導費	527,816	△ 102,969	424,847
	10 住宅費	41,467	△ 32,892	8,575
	11 営繕費	27,667	△ 1,988	25,679
10 警察費		125,354,248	△ 777,964	124,576,284
	1 警察管理費	118,927,730	△ 577,548	118,350,182
	3 交通安全施設費	3,648,418	△ 200,416	3,448,002

款	項	補正前の額	補正額	計
11 教育費		469,653,597	△ 3,331,137	466,322,460
	1 教育総務費	22,098,001	△ 988,863	21,109,138
	2 小学校費	179,821,131	△ 171,261	179,649,870
	3 中学校費	112,452,061	△ 564,154	111,887,907
	4 高等学校費	102,522,524	△ 907,134	101,615,390
	5 特別支援学校費	47,851,332	△ 585,860	47,265,472
	6 学校教育費	1,250,976	△ 45,298	1,205,678
	7 社会教育費	2,011,738	△ 32,146	1,979,592
	8 保健体育費	1,645,834	△ 36,421	1,609,413
12 災害復旧費		4,649,050	△ 255,588	4,393,462
	1 農地開発施設 災害復旧費	245,616	△ 55,458	190,158
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,984,453	△ 237,703	1,746,750
	3 土木施設災害復旧費	2,418,981	37,573	2,456,554
13 公債費		707,200,758	△ 4,403,486	702,797,272

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	707,200,758	△ 4,403,486	702,797,272
14 諸支出金		87,508,970	△ 1,420,945	86,088,025
	1 繰出金	4,279,430	30,827	4,310,257
	2 諸費	83,229,540	△ 1,451,772	81,777,768
歳出合計		2,952,595,804	△ 45,075,922	2,907,519,882

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	5 原子力安全対策費	原子力防災安全対策費	387,019	原子力防災安全対策費	511,626
3 総合政策費	4 計画推進費	道州制北海道地域連携モデル事業費	331,000	道州制北海道地域連携モデル事業費	2,729,600
	6 新幹線・交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	8,498,119
4 環境生活費	7 エゾシカ対策推進費	—	—	エゾシカ対策推進事業費	40,280
5 保健福祉費	6 施設運営指導費	—	—	社会福祉施設整備事業費	200,240
6 経済費	1 経済管理費	—	—	総務管理諸費	15,050
	3 中小企業費	—	—	中小企業支援対策費	338,572
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	663,679	公共事業事務費	695,679
		—	—	耕地災害復旧事業事務費	140
	7 農業支援費	強い農業づくり事業費	5,284,194	強い農業づくり事業費	5,339,817
		—	—	産地共同利用施設緊急整備事業費	787,743
	9 農村設計費	—	—	農山漁村活性化プロジェクト支援事業費	6,691
	10 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	27,964,125	道営土地改良事業費	31,464,125

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		団体営土地改良事業費	1,113,000	団体営土地改良事業費	1,118,000
		道営農用地造成事業費	2,258,000	道営農用地造成事業費	3,098,000
		団体営農用地造成事業費	640,000	団体営農用地造成事業費	661,000
		道営農地防災事業費	1,199,291	道営農地防災事業費	1,999,291
		道営農道整備事業費	1,363,638	道営農道整備事業費	1,503,638
		道営農村総合整備事業費	200,000	道営農村総合整備事業費	475,000
		—	—	団体営農村総合整備事業費	12,000
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	807,435	公共事業事務費	808,979
		補助事業事務費	5,955	補助事業事務費	12,114
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	13,642,000	水産物供給基盤整備事業費	17,496,100
		漁港海岸保全事業費	700,000	漁港海岸保全事業費	818,900
	6 林業木材費	—	—	地域林業活性化対策事業費	143,860
	9 治山費	治山事業費	9,402,456	治山事業費	9,449,368
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	793,805	公共事業事務費	1,003,805



款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	補助事業事務費	4,250
		単独事業事務費	230,852	単独事業事務費	302,744
	2 空港港湾費	—	—	空港公共事業費	17,000
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	5,614,745	道路公共事業費	6,119,745
		道路特別対策事業費	12,960,090	道路特別対策事業費	14,599,198
		地域活力基盤整備事業費	19,249,910	地域活力基盤整備事業費	21,716,302
	4 河川費	河川公共事業費	14,327,000	河川公共事業費	15,734,300
		ダム公共事業費	122,117	ダム公共事業費	602,117
		ダム負担工事費	6,658	ダム負担工事費	7,142
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	2,515,000	砂防公共事業費	3,155,000
		—	—	災害関連事業費	3,000
		海岸公共事業費	1,240,000	海岸公共事業費	2,520,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	1,466,000	街路公共事業費	2,903,124
		街路特別対策事業費	492,800	街路特別対策事業費	1,180,017

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		地域活力基盤整備 事業費	739,200	地域活力基盤整備 事業費	1,764,789
12 災害復旧費	1 農地開発 施設災害 復旧費	—	—	耕地災害復旧 事業費	10,400
	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	漁港災害復旧 事業費	364,200
		—	—	林道災害復旧 事業費	93,545
		緊急治山事業費	335,780	緊急治山事業費	426,300
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	188,900	土木災害復旧 事業費	886,838

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和52年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成20年度から平成24年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 14,669千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成25年度から平成29年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 14,679千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和57年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成20年度から平成24年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 20,633千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成25年度から平成29年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 20,646千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和62年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成20年度から平成24年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,780千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利	平成25年度から平成29年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 16,791千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		率の半年複利 以内の額 の合計額		率の半年複利 以内の額 の合計額
平成4年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成20年度から 平成24年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,441千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成25年度から 平成29年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,449千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成9年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成20年度から 平成24年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,753千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成25年度から 平成29年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,765千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成24年度北海道土地開発公社に 金融機関等が行う道単独事業用地 及び北海道土地開発公社自主事業 用地に係る融資に対する債務保証 に関する債務負担行為	—	—	平成24年度から 平成25年度まで	元金について 30,494,000千 円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	1,004,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	975,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	116,000	同 上	10%以内	同 上	95,000	同 上	10%以内	同 上
退職手当	20,000,000	同 上	10%以内	同 上	16,900,000	同 上	10%以内	同 上
道州制北海道 地域連携 モデル事業費	5,243,800	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,180,600	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構 整備費	116,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	117,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	20,571,000	同 上	10%以内	同 上	19,917,000	同 上	10%以内	同 上
道民活動 文化振興費	35,000	同 上	10%以内	同 上	25,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	2,746,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,700,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土 地 改 良 事 業 費	15,271,000	同 上	10%以内	同 上	16,234,000	同 上	10%以内	同 上
農 用 地 造 成 事 業 費	1,842,000	同 上	10%以内	同 上	1,917,000	同 上	10%以内	同 上
農 地 防 災 事 業 費	1,802,000	同 上	10%以内	同 上	1,827,000	同 上	10%以内	同 上
農 道 等 整 備 事 業 費	1,297,000	同 上	10%以内	同 上	1,287,000	同 上	10%以内	同 上
農 道 整 備 特 別 対 策 事 業 費	642,000	同 上	10%以内	同 上	641,000	同 上	10%以内	同 上
農 村 総 合 整 備 事 業 費	447,000	同 上	10%以内	同 上	526,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 土 地 改 良 事 業 費	12,734,000	同 上	10%以内	同 上	12,606,000	同 上	10%以内	同 上
水 産 基 盤 整 備 費	11,270,000	同 上	10%以内	同 上	11,264,000	同 上	10%以内	同 上
直 轄 特 定 漁 港 漁 場 整 備 事 業 費	5,256,000	同 上	10%以内	同 上	5,267,000	同 上	10%以内	同 上
漁 港 海 岸 保 全 費	777,000	同 上	10%以内	同 上	775,000	同 上	10%以内	同 上
林 道 事 業 費	1,258,000	同 上	10%以内	同 上	1,253,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
治山事業費	10,293,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	10,290,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,538,000	同 上	10%以内	同 上	1,531,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	4,989,100	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,970,600	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	144,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	136,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	30,226,000	同 上	10%以内	同 上	29,570,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設改良費	4,746,000	同 上	10%以内	同 上	4,394,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	46,141,000	同 上	10%以内	同 上	46,926,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	18,060,000	同 上	10%以内	同 上	18,273,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川改良費	14,634,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	14,230,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時河川整備特別対策事業費	3,950,000	同 上	10%以内	同 上	4,765,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	2,683,000	同 上	10%以内	同 上	2,678,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,250,000	同 上	10%以内	同 上	1,747,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	6,053,000	同 上	10%以内	同 上	5,867,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,030,000	同 上	10%以内	同 上	1,075,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	29,000	同 上	10%以内	同 上	26,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	423,000	同 上	10%以内	同 上	421,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,965,000	同 上	10%以内	同 上	1,938,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	4,006,000	同 上	10%以内	同 上	4,004,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	3,089,000	同 上	10%以内	同 上	3,122,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	868,000	同 上	10%以内	同 上	856,000	同 上	10%以内	同 上



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方道路整備 臨時貸付金 事業費	3,153,000	国庫からの 借入れによる。	0	据置期間を含め20年 以内において、年賦 元金均等償還による。 ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。	2,863,000	国庫からの 借入れによる。	0	据置期間を含め20年 以内において、年賦 元金均等償還による。 ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。
警察施設 整備費	371,000	財務省その他からの借 入れ又は知事の定める 債券の発行による（他 の地方公共団体との共 同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	388,000	財務省その他からの借 入れ又は知事の定める 債券の発行による（他 の地方公共団体との共 同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
交通安全施設 整備費	989,000	同 上	10% 以内	同 上	942,000	同 上	10% 以内	同 上
高等学校 施設整備費	1,861,000	同 上	10% 以内	同 上	1,693,000	同 上	10% 以内	同 上
特別支援学校 施設整備費	1,860,000	同 上	10% 以内	同 上	1,673,000	同 上	10% 以内	同 上
耕地災害 復旧費	26,000	同 上	10% 以内	同 上	21,000	同 上	10% 以内	同 上
漁港災害 復旧費	235,000	同 上	10% 以内	同 上	229,000	同 上	10% 以内	同 上
林道災害 復旧費	6,000	同 上	10% 以内	同 上	5,000	同 上	10% 以内	同 上
治山災害 復旧費	252,000	同 上	10% 以内	同 上	174,000	同 上	10% 以内	同 上
土木災害 復旧費	561,000	同 上	10% 以内	同 上	569,000	同 上	10% 以内	同 上
借換債	278,270,000	同 上	10% 以内	同 上	278,100,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	184,000,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	180,452,211	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	737,386,900				730,693,411			

平成24年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成24年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,921,453千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,207,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		558,980	47,469	606,449
	1 財産運用収入	558,980	47,469	606,449
2 繰入金		393,570,095	△ 1,968,922	391,601,173
	1 一般会計繰入金	313,537,231	△ 1,968,909	311,568,322
	2 基金繰入金	80,032,864	△ 13	80,032,851
歳入合計		394,129,075	△ 1,921,453	392,207,622

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		394,129,075	△ 1,921,453	392,207,622
	1 公 債 費	394,129,075	△ 1,921,453	392,207,622
歳 出 合 計		394,129,075	△ 1,921,453	392,207,622

平成24年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ419,853千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,116,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		28,522	4,473	32,995
	1 一般会計繰入金	28,522	4,473	32,995
2 繰越金		189,736	△ 142,329	47,407
	1 繰越金	189,736	△ 142,329	47,407
3 諸収入		2,256,420	△ 770,253	1,486,167
	1 貸付金収入	1,928,920	△ 499,336	1,429,584
	2 雑入	327,500	△ 270,917	56,583
4 道債		61,440	488,256	549,696
	1 道債	61,440	488,256	549,696
歳入合計		2,536,118	△ 419,853	2,116,265

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	796,883	240,528	1,037,411	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	796,883	240,528	1,037,411	
2	公 債 費	1,241,689	△ 467,162	774,527	
	1 公 債 費	1,241,689	△ 467,162	774,527	
3	諸 支 出 金	497,546	△ 193,219	304,327	
	1 繰 出 金	497,546	△ 193,219	304,327	
歳 出 合 計		2,536,118	△ 419,853	2,116,265	



第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	61,440	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1.30% 以内	据置期間を含め20年 以内において、半年 賦元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。	549,696	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1.30% 以内	据置期間を含め20年 以内において、半年 賦元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。

平成24年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

平成24年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,005千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,627,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		125,287	△ 1,029	124,258
	1 一般会計繰入金	125,287	△ 1,029	124,258
2 繰越金		261,110	140	261,250
	1 繰越金	261,110	140	261,250
3 諸収入		1,016,439	△ 12,023	1,004,416
	1 貸付金収入	1,016,325	△ 12,023	1,004,302
4 道債		237,393	△ 93	237,300
	1 道債	237,393	△ 93	237,300
歳入合計		1,640,229	△ 13,005	1,627,224

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金 貸付等事業費		621,687	△ 982	620,705	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	621,687	△ 982	620,705	
3 諸 支 出 金		787,468	△ 12,023	775,445	
	1 繰 出 金	351,228	△ 4,161	347,067	
	2 諸 費	436,240	△ 7,862	428,378	
歳 出 合 計		1,640,229	△ 13,005	1,627,224	

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	237,393	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	237,300	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。

平成24年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,660千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		299,784	△ 8,792	290,992
	1 使用料	299,784	△ 8,792	290,992
3 繰入金		126,997	△ 1,224	125,773
	1 一般会計繰入金	126,997	△ 1,224	125,773
4 繰越金		100	10,095	10,195
	1 繰越金	100	10,095	10,195
5 諸収入		176,783	△ 2,639	174,144
	2 一般会計借入金	153,216	△ 2,639	150,577
6 道債		265,300	△ 2,100	263,200
	1 道債	265,300	△ 2,100	263,200
歳入合計		916,564	△ 4,660	911,904

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		406,573	△ 2,317	404,256
	1 公共下水道事業費	406,573	△ 2,317	404,256
2 公 債 費		506,546	△ 2,338	504,208
	1 公 債 費	506,546	△ 2,338	504,208
3 諸 支 出 金		3,445	△ 5	3,440
	1 繰 出 金	3,160	△ 5	3,155
歳 出 合 計		916,564	△ 4,660	911,904



第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	265,300	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	263,200	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成24年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262,313千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,807,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		459,996	△ 77,277	382,719
	1 負担金	459,996	△ 77,277	382,719
2 国庫支出金		1,027,000	△ 104,000	923,000
	1 国庫補助金	1,027,000	△ 104,000	923,000
3 繰入金		1,520,136	△ 12,307	1,507,829
	1 一般会計繰入金	1,520,136	△ 12,307	1,507,829
4 繰越金		100	7,485	7,585
	1 繰越金	100	7,485	7,585
5 諸収入		3,236	586	3,822
	1 雑収入	3,236	586	3,822
6 道債		1,059,000	△ 76,800	982,200
	1 道債	1,059,000	△ 76,800	982,200

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	4,069,468	△ 262,313	3,807,155

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		1,915,733	△ 254,484	1,661,249
	1 流域下水道事業費	1,915,733	△ 254,484	1,661,249
2 公 債 費		2,138,684	△ 14,546	2,124,138
	1 公 債 費	2,138,684	△ 14,546	2,124,138
3 諸 支 出 金		15,051	6,717	21,768
	1 繰 出 金	13,057	87	13,144
	2 諸 費	1,994	6,630	8,624
歳 出 合 計		4,069,468	△ 262,313	3,807,155

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,059,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	982,200	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成24年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284,990千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,077,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,678,875	△ 352,022	5,326,853
	1 使用料	5,678,875	△ 352,022	5,326,853
2 国庫支出金		4,302,916	62,115	4,365,031
	1 国庫補助金	4,302,916	62,115	4,365,031
3 財産収入		40,210	△ 26,081	14,129
	1 財産運用収入	1,997	2,055	4,052
	2 財産売払収入	38,213	△ 28,136	10,077
4 繰入金		2,419,928	40,914	2,460,842
	1 一般会計繰入金	2,296,783	40,914	2,337,697
5 繰越金		100	72,210	72,310
	1 繰越金	100	72,210	72,310
6 諸収入		2,557,085	184,874	2,741,959



款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	2,403,692	222,075	2,625,767
	2 雑入	153,393	△ 37,201	116,192
7 道債		5,362,900	△ 267,000	5,095,900
	1 道債	5,362,900	△ 267,000	5,095,900
歳入合計		20,362,014	△ 284,990	20,077,024

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		10,671,578	△ 251,570	10,420,008
	1 道営住宅事業費	10,671,578	△ 251,570	10,420,008
2 公 債 費		8,833,549	△ 42,626	8,790,923
	1 公 債 費	8,833,549	△ 42,626	8,790,923
3 諸 支 出 金		856,887	9,206	866,093
	1 繰 出 金	856,877	1,579	858,456
	2 諸 費	10	7,627	7,637
歳 出 合 計		20,362,014	△ 284,990	20,077,024

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	5,142,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,875,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	5,362,900				5,095,900			

平成24年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,313,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		29,431	1,651	31,082
	1 財産運用収入	29,431	1,651	31,082
歳入合計		58,312,253	1,651	58,313,904

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		30,201,253	1,651	30,202,904
	1 公 債 費	30,201,253	1,651	30,202,904
歳 出 合 計		58,312,253	1,651	58,313,904

平成24年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第2号)

平成24年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,846,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		14,415,526	404,864	14,820,390
	2 雑 入	2,432,529	404,864	2,837,393
歳 入 合 計		14,441,926	404,864	14,846,790



歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		14,187,365	404,729	14,592,094
	1 競 馬 総 務 費	19,673	△ 135	19,538
	2 競 馬 開 催 費	14,167,692	404,864	14,572,556
2 諸 支 出 金		3,785	135	3,920
	1 繰 出 金	3,785	135	3,920
歳 出 合 計		14,441,926	404,864	14,846,790

平成24年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	236,885人	△ 11,299人	225,586人
外 来	292,285人	△ 15,051人	277,234人
（4）一日平均患者数			
入 院	649人	△ 31人	618人
外 来	1,193人	△ 61人	1,132人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	15,921,093千円	△ 157,045千円	15,764,048千円
第1項 医業収益	9,269,103千円	△ 251,849千円	9,017,254千円
第2項 医業外収益	6,644,990千円	57,357千円	6,702,347千円
第3項 特別利益	7,000千円	37,447千円	44,447千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,108,097千円	△ 34,679千円	17,073,418千円
第1項 医業費用	14,494,975千円	△ 13,612千円	14,481,363千円
第2項 医業外費用	2,606,122千円	△ 99,550千円	2,506,572千円
第3項 特別損失	7,000千円	78,483千円	85,483千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金453,275千円」を「過年度分損益勘定留保資金127,925千円及び当年度分損益勘定留保資金325,350千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費9,133,620千円」を「(1)職員給与費8,803,258千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「1,961,838千円」を「2,067,389千円」に改める。

平成24年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	271,321,000キロワット時	12,540,000キロワット時	283,861,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
シューパロ発電所 建設事業	1,687,435千円	△ 240,239千円	1,447,196千円
滝の上発電所 改修事業	55,538千円	△ 7,566千円	47,972千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	2,776,838千円	△ 5,605千円	2,771,233千円
第1項 営業収益	2,770,234千円	△ 5,406千円	2,764,828千円
第2項 財務収益	536千円	147千円	683千円
第3項 営業外収益	9千円	174千円	183千円
第4項 特別利益	6,059千円	△ 520千円	5,539千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,280,913千円	68,828千円	2,349,741千円
第1項 営業費用	1,849,546千円	49,604千円	1,899,150千円
第2項 財務費用	408,531千円	△ 1,500千円	407,031千円
第3項 営業外費用	22,836千円	20,724千円	43,560千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,356,221千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,359,658千円」に、「過年度分損益勘定留保資金932,039千円、当年度分損益勘定留保資金342,001千円及び当年度資本的収支調整額82,181千円」を「過年度分損益勘定留保資金

1,288,718千円及び当年度資本的収支調整額70,940千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	1,598,100千円	△ 252,067千円	1,346,033千円
第1項 企業債	1,433,000千円	△ 227,000千円	1,206,000千円
第2項 補助金	157,658千円	△ 25,191千円	132,467千円
第3項 固定資産売却代金	7,442千円	△ 2千円	7,440千円
第4項 負担金	0千円	126千円	126千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,954,321千円	△ 248,630千円	2,705,691千円
第1項 建設改良費	1,834,998千円	△ 248,692千円	1,586,306千円
第2項 企業債償還金	1,119,323千円	62千円	1,119,385千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
シューパロ発電所建設事業	千円 1,433,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 1,206,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費511,441千円」を「(1)職員給与費502,112千円」に、「(2)交際費180千円」を「(2)交際費120千円」に改める。

## 平成24年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年間総給水量	91,331,265立方メートル	227,861立方メートル	91,559,126立方メートル
(3) 一日平均給水量	250,222立方メートル	624立方メートル	250,846立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	11,933千円	△ 473千円	11,460千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	553,162千円	△ 534,929千円	18,233千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金104,174千円」を「一般会計から長期借入金100,746千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,023,563千円	1,981千円	2,025,544千円
第1項 営業収益	1,878,200千円	11,545千円	1,889,745千円
第2項 営業外収益	145,363千円	△ 9,564千円	135,799千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,034,092千円	△ 38,757千円	1,995,335千円
第1項 営業費用	1,555,771千円	△ 41,176千円	1,514,595千円
第2項 営業外費用	478,321千円	△ 5,655千円	472,666千円
第3項 特別損失	0千円	8,074千円	8,074千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,552千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額868,412千円」に、「過年度分損益勘定留保資金308,896千円、当年度分損益勘定留保資金526,430千円及び当年度資本的収支調整額23,226千円」を「過年度分損益勘定留保資金

208,737千円、当年度分損益勘定留保資金656,772千円及び当年度資本的収支調整額2,903千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	2,507,315千円	△ 350,849千円	2,156,466千円
第1項 企業債	429,000千円	△ 429,000千円	0千円
第2項 補助金	1,966,244千円	△ 121,400千円	1,844,844千円
第3項 補償金	100,000千円	200,000千円	300,000千円
第4項 他会計からの出資金	11,364千円	△ 450千円	10,914千円
第6項 固定資産売却代金	52千円	1千円	53千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,365,867千円	△ 340,989千円	3,024,878千円
第1項 建設改良費	649,867千円	△ 539,020千円	110,847千円
第2項 企業債償還金	2,683,300千円	132,631千円	2,815,931千円
第3項 返還金	32,700千円	65,400千円	98,100千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	千円 429,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 0	—	—	—

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費311,437千円」を「(1)職員給与費304,031千円」に、「(2)交際費120千円」を「(2)交際費80千円」に改める。